

令和2年度

国立大学法人徳島大学 年度計画

令和2年3月26日

令和2年度 国立大学法人徳島大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1】 知識基盤社会を担う 21 世紀型市民としての人材を養成するため、新たに設置した教養教育院において、各学部・大学院の学位授与方針（DP）に基づいた教養教育を実施するとともに、地域科学教育，イノベーション教育，医療系基盤教育，理工系基盤教育，汎用的技能教育，グローバル化教育に関する授業開発の企画を行い新しい教養科目を開設する。（最終目標：各教養科目 2 科目以上開設）（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【1-1】 教養教育における地域科学教育，イノベーション教育，医療系基盤教育，理工系基盤教育，汎用的教育，グローバル化教育に関する科目編成を点検評価に基づいて再検討し，科目群の教育内容を精査した上で，科目群と科目の再編成を行う。

【2】 グローバル化社会に対応した語学教育を充実させるため，全学組織として語学教育センターを設置（平成 28 年度）し，学生の語学力向上に取り組む。（最終目標：学生の語学力（TOEFL，TOEIC 等）を平成 27 年度平均点と比較し，10%以上の点数向上）（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【2-1】 TOEIC，TOEFL 等の 2 年次以降の受験率を維持するとともに，「語学マイレージ・プログラム」の一環としての動機付けを高めるため，「スーパー英語」への取組をさらに強化する。
また，TOEIC，TOEFL それぞれのスコアについて，各学部の分布状況等を分析するとともに，語学マイレージ・プログラムとの相関についても分析・検証する。

【3】 教養教育の継続的な教育の質向上を目指すため，教養教育院のほかに教養教育に関する全学的な監査を目的とした組織を設置（平成 28 年度）し，教養教育の点検評価・改善を行う。（最終目標：授業改善への活用率 100%）

- ・【3-1】 引き続き「教養教育検証委員会」で点検評価を行い，指摘事項は，教養教育プログラム評価委員会を中心とした各種委員会で改善計画を作成・実施するとともに，自己点検評価及び教育企画の改善を行う。

【4】 「鉄は熱いうちに打て」（SIH：Strike while the Iron is Hot）の精神に則り，反転授業，グループワーク，学修ポートフォリオ，専門領域早期体験等によるリフレクションを基盤としたアクティブ・ラーニングの体験を通して，学生と教員が共に学び合い成長する科目により，学生の主体的学修を促進するため，導入した初年次教育「SIH 道場」（初年次教養科目）の点検・評価・改善に取り組み，ポートフォリオの利用拡大（最終目標：学生の利用拡大，学生の教育効果に対する評価：70%以上），教員のアクティブ・ラーニング導入とポー

トフォリオ活用（教員のアクティブ・ラーニングとポートフォリオ活用率：80%以上）に取り組む。

- ・【4-1】 「SIH 道場」を継続して全学的に実施するとともに、これまでの事業評価において明らかになった改善点を踏まえた授業設計を行い、学生のポートフォリオの利用拡大に繋げる。
また、学生の教育効果に対する評価を行うための調査・分析を行うとともに、教員のアクティブ・ラーニング、ポートフォリオの利用拡充に向けて、「SIH 道場」に関連するFDを継続して実施する。

【5】 「入学前教育」，「リメディアル教育」などの高大接続教育を充実するため、入学時に基礎学力試験を実施し、及第点に達しない学生には e-Learning などを活用した基礎学力向上に取り組ませる。

- ・【5-1】 学生の基礎学力の向上のために、成績不良の学生に対する学力に応じた e-Learning などのカリキュラムを構築する。
「情報」，「物理学」，「化学」，「生物学」の e-Learning コンテンツを「リメディアル教育」で運用し、コンテンツを評価し改善を加え、翌年度からの基礎科目群の授業での運用を目指す。

【6】 学生に主体的学修，生涯学び続ける能力を身につけさせるため，能動学修（アクティブ・ラーニング）（最終年度実施率：80%以上）及び反転授業（最終年度実施率：10%以上）等に取り組む。

- ・【6-1】 アクティブ・ラーニングを促進するために、学部毎の平成30年度現在のアクティブ・ラーニング及び反転授業実施率をもとに数値目標を設定し、教員の意識を高め、実施率を向上させるとともに、さらなる取組促進のため、「学生の学習を促進する授業事例」のHPでの公開を継続し、掲載する事例数を増加させる。
また、アクティブ・ラーニング及び反転授業に関連するFDを実施し、同時にFDのe-Learning教材を作成するとともにこれらを公開する。

【7】 学習者中心の継続的な教育改革を進めるため、これまでの学生の意見を取り入れる方法（アンケート，教育担当責任者と学生の意見交換会など）を点検・評価・見直しを行い、学生の意見が教育改革に結びつくシステム構築に取り組む。
（最終目標：学生の意見が教育改革に結びついたことへの学生による評価：70%以上）

- ・【7-1】 「教育について考え提案する学生・教職員専門委員会（以下，専門委員会）」の活動を可視化して実質的に継続するとともに、専門委員会の下に設置した各ワーキンググループからの提案を受け、具体的な対応を行う。
また、昨年度整備した「多くの学生が関わり、学生全体の意見を代表できる仕組み」を維持するとともに、「学生の意見が教育改革に結びついたことへの学生による評価を得るための調査」を継続して行い、策定した指標において65%以

上の達成を目指す。

【8】 教育の質保証を進めるため、客観的で公正な成績評価方法の確立（最終目標：成績評価方法への学生の評価：70%以上）、学修成果の可視化（実施率：100%、学生の評価：70%以上）、カリキュラムマップ作成（実施率：100%）、ナンバリング（実施率：100%、学生の認知度：80%以上）、個々の学生が履修した授業科目ごとの成績評価を平均した値（GPA）の教育指導等への活用に取り組むとともに、授業アンケート、科目の履修者全員について成績評価を平均した値（GPC）を各学部教務委員会が点検・評価を行い、改善を勧告し授業の改善に結びつける取り組みを行う。（授業改善システムによる授業改善への活用率：100%）

- ・【8-1】 教育の質保証を進めるために導入したカリキュラムマップや、ナンバリングシステムの効果検証を行い、併せて学修成果を可視化することができる成績評価方法の効果検証を行う。また、GPA を活用して個々の学生への教育・学修指導、GPC を利用した教員の授業改善への提案の効果を検証する。

【9】 新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けて、高等学校にサテライトオフィスを設置し出前講義等の充実や高等学校教育の現状把握に役立てるとともに、入学から卒業までの一連の活動状況を継続的に点検・評価し、入試を含めた教育改革に取り組む。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【9-1】 高大接続による教育の充実及び産業界との連携による研究開発の実現に向け、昨年度阿南光高等学校新野キャンパスに設置した、サテライトオフィス「とくしまイノベーションセンター」の活用方法等の検討を行う。
また、生物資源産業学部において学部設置時から導入している、「AP に基づく多面的・総合的評価手法による新入試の追跡調査」について、これまでの調査結果をベースとし、全学展開へのモデル作成の検討を開始する。

【10】 大学院生に専門を越えた分野横断的教育を行うため、分野が異なる複数教員によるクラスター指導制教育（最終目標：単位化）や教育部を越えた専攻間共通教育に取り組む。（最終目標：専攻を越えた開講科目数：20 以上、大学院生の評価：70%以上）

- ・【10-1】 全学開講可能な「専攻間共通科目」を継続して開講するとともに、全学開講可能科目を調査・選考し、学生に周知する。
令和2年度新設の創成科学研究科において、分野横断型教育(専攻を越えた研究科共通科目や教育クラスター科目)を実施するとともに、蔵本地区大学院のクラスター教育(生命科学リトリート、クラスターコアセミナー及びクラスターリトリート)の効果を検証し、新しいクラスターの構築等分野横断的大学院教育の改革をさらに進める。

【11】 大学院生の学際的知識の獲得、発表能力の向上を目指し、専攻を越えた「専

攻公開ゼミ」(ゼミ参加者が学習到達度を示す評価基準を観点と尺度からなる表(ルーブリック)に基づき採点)の開設に取り組む。(到達目標:専攻公開ゼミを各専攻で単位化して開設,ルーブリックの整備,大学院生ならびに教員の評価:70%以上)

- ・【11-1】 専攻公開ゼミ実施状況等の調査結果をもとに改善を図る。
また、令和2年度新設の創成科学研究科において専攻公開ゼミを実施するとともに、全学的な生命科学リトリートの効果を検証し、改善を加え継続して開催する。

【12】 グローバル化に対応した人材を育成するため、大学院教育において、英語コースの開設と充実、英語による授業の充実等に取り組む。(到達目標:英語コースの開設数:4以上,英語による授業を各専攻開設科目の10%以上とする)

- ・【12-1】 英語による授業を充実させるために、全学開講可能な「英語による授業」を継続して開講するとともに、公開可能な英語科目をさらに調査・選考し、学生に周知する。
また、令和2年度新設の創成科学研究科で、英語での授業(グローバル教育科目群)を実施する。

【13】 総合科学部では、日本および国内外の諸地域において求められるグローバル化、少子高齢化、健康社会、地域活性化などの社会的取組や地域的課題解決に向けて、総合的な視点から問題発見・問題解決にあたることのできる実践的な人材を養成するため、コース横断的に編成された実践学習科目を導入(14単位以上)する。グローバル化への取り組みとしては、語学検定の成績や資格の取得を進級要件に導入し、英語による授業を拡充(10科目以上)し、海外留学・短期語学研修等による海外体験活動を行う。

また、大学院総合科学教育部では引き続き、現代社会が抱える地域課題、社会問題、環境問題などの解決に向けて、総合的かつ学際的な視点からアプローチする「地域創生総合科学」を行い、地域社会に貢献できる実践的な教育研究者・専門家を養成する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【13-1】 総合科学部では、新カリキュラムによる4年間の教育成果を検証し、学部
の教育目標の達成に向けた改善を進める。
総合科学教育部では、前年度の検討を踏まえ改善されたプロジェクト研究 I・IIを開講、年度末にその成果を検証する調査を実施するとともに、創成科学研究科博士課程の設置準備を行う。

【14】 医学部では、自立して未来社会の諸問題に立ち向かう進取の気風を身につけた医師・医学研究者、栄養学及び保健学の教育研究のリーダーとして活躍する専門職業人や教職者、倫理感や実践力のあるチーム医療、地域医療、国際医療に貢献できる医療人及び研究者を養成するため、学年積み上げ式の職種連携教育プログラムの構築、教養専門一体化教育や臨床技能教育の強化を含むカリキュラムの見直し、医学研究実践コースや臨床栄養学研究特別コース等の研究力育成プログラムの構築、海外留学プログラムの充実等を行う。

- ・【14-1】 医学部では、学年積み上げ式職種連携教育プログラムの内容をさらに充実させる。

医学科では、前年度の検証を踏まえて、基礎化学や情報科学等の教養教育科目の教育内容をさらに改善する。また、臨床技能教育、研究力育成プログラム、海外留学プログラムを学年進行で実施するとともに、医学教育分野別評価での改善のための助言に基づいて、カリキュラムの改善に取り組む。

医科栄養学科では、前年度の検証を踏まえて、教養教育科目の教育内容をさらに改善する。

保健学科では、令和3年度以降入学生に対する教養教育科目の教育内容を改善し、さらに、指定規則の改正を踏まえた令和4年度以降の教育課程再編成に向けて段階的な検討に取り組む。

医科学教育部では、MD-PhD コースの入学者を確保できるよう引き続き広報活動等を実施する。

栄養生命科学教育部では、博士後期課程における臨床栄養学コース選択者を確保する。

保健科学教育部では、ダブルディグリー協定校からの留学生受入募集及び本学学生への派遣案内をするとともに、プログラムの実施状況の確認、見直しを行う。

【15】 歯学部では、四国の地域性と徳島大学の特色を活かして、高い倫理観とリサーチマインドを持ち、医療と福祉を融合したチーム医療を実践できるとともに、国際医療連携、震災医療にも対応できる高度専門職業人・研究者を養成するため、医療倫理教育、多職種協働教育と臨床実習の充実等を行う。

- ・【15-1】 歯学部では、アウトカム基盤型カリキュラムへの移行を開始する。

口腔科学教育部では、大学院教育の実質化及び研究者養成に向けた大学院教育を進める。

【16】 薬学部では、薬の専門家としての幅広い知識と技能を修得し、生命科学を基盤とする多様な薬学分野においてグローバルに連携・活躍できる能力と意欲に溢れた人材「インタラクティブ YAKUGAKUJIN」を育成するため、学士課程のカリキュラム再構築や実務実習での客観的評価法の導入、薬科学教育部での博士課程コース化等を行う。

- ・【16-1】 薬学部では、教育プログラム評価結果に基づき、平成30年度入学生から適用したカリキュラムの検証をする。

また、旧カリキュラムの検証結果を活かし、令和3年度入学者からの新6年制カリキュラムの構築に向けた検討を開始する。

薬科学教育部では、引き続き、グローバル PhD コースを運用し、グローバルに活躍できる人材の育成を目指す。

【17】 理工学部では、新時代の科学技術に対応でき、技術の世界で世界を牽引できる有為な人材を育成する。とりわけ理工学の先端分野あるいは学際分野で柔軟性と創造性を発揮してイノベーションを創出できる人材を養成するため、一学部一学科体制として、専門分野別のコースを設置し、理学と工学の融合教育の

実施，6年一貫カリキュラムの導入，グローバル化教育の充実，教育の質の評価と改善システムの確立等を行う。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【17-1】 理工学部では，卒業生アンケートの実施・分析による学部教育の改善，入学試験，STEM教育の検証・改善，語学教育の充実に取り組むとともに，外部有識者による意見聴取を行い，教育の質改善に役立てる。
先端技術科学教育部では，創成科学研究科修士課程設置に伴い，教育体制を円滑かつ確実に移行させるとともに，同博士課程の設置準備を行う。

【18】 生物資源産業学部では，1次産業，食料，生命科学に関する幅広い専門知識と，生物資源の製品化，産業化に応用できる知識と技術を有し，国際的視野に立って，生物資源を活用した新たな産業の創出に貢献できる人材を養成するため，経済・経営関連科目，インターンシップ，学科共通科目の必修化，また，高度な専門性を有する応用生命，食料科学，生物生産システムコースの専門教育等を行う。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【18-1】 生物資源産業学部では，学部設置から4年間の取組を検証するため，外部評価委員会等による評価を行い，入試制度や教育プログラムの点検・改善を行う。
また，今年度修士課程を新設した創成科学研究科では，博士課程の設置準備を行う。

【19】 四国地区5国立大学が連携して，各大学の特色や得意とする教育分野及び人材を，インターネットを用いたe-Learningで共有・補完し，教養科目（共通科目）及び専門科目を中心に50科目以上を共同開講し，教育内容の充実に取り組む。

- ・【19-1】 徳島大学から12科目（うち新規1科目）を提供し，非同期型のe-Learning授業の共同開講（共同開講数は5大学で計62科目）を行う。
また，提供科目の見直し・更新を継続して進め，コンテンツの充実を図るとともに，オンライン授業設計ガイドライン準拠確認チェックシート等により，内容確認や授業評価アンケートによる改善を順次行い，教育内容を充実させる。

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【20】 学部教育を中心とした全学教育実施体制を整備するため，教育関連組織（教養教育院，総合教育センター，国際センター等）の教育実施体制の改革（人員配置を含む）に取り組む。（到達目標：全学的な教育の質保証を担保する組織の設置）

- ・【20-1】 前年度新たに設置した「高等教育研究センター」で引き続き全学的な教育・学生支援に係る取組を行う。
全学的な教育の内部質保証を推進するため，学部，教養教育院及び大学院が行う「徳島大学における教育の内部質保証に関する方針」等に基づくプログラムの評価（学位プログラムレベル）及び学生の学修成果の評価（授業科目レベル）に関する取組を支援するとともに，統括及び管理運営の評価（全学レベル）に係

る評価の方法等を検討・実施する。

【21】 大学院教育を全学的に進めるため、点検・評価を行い、連携した大学院教育を進める組織として大学院教育委員会を設置する。（到達目標：大学院生の大学院教育に対する評価：70%以上）

- ・【21-1】 体系的・組織的な大学院教育の推進と学生の質保証について、前年度の学位プログラム評価の検証結果に基づき、継続してその改善に取り組むとともに、複数指導体制の効果について、引き続き検証を行う。

また、大学院生を対象に実施する授業評価アンケートについて、改善を図りながら継続して実施し、評価結果を今後の大学院教育に反映させる。

【22】 教育の質保証を高めるFDを実施するため、FD活動の点検・評価を行い、焦点を絞ったFD（教育方法、成績評価、教育の可視化等）の教職員・学生参加型FDに取り組むとともに、e-Learning等を活用したFDにも取り組む。（到達目標：教員参加率：75%以上）

- ・【22-1】 各部局FDの現状や課題について検討するために、各部局のFD委員会との会合を定期的に行い、部局のニーズに沿った参加型FDの場を提供する。特に、教員の参加率が低い部局に対して、相互研修の機会となるテーマ別FD（教育方法、成績評価、教育の可視化等）を定期的で開催できるような仕組みを整えるとともに、eコンテンツ化した授業改善に役立つFD情報を利用してFDの反転化を推進する。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

【23】 継続的な学生への教育支援・生活支援を充実するため、学生支援ならびに学生生活の相談の個別対応に向けた新たな少人数クラス担任制度を全学的に構築し、ポートフォリオシステムを活用する。（到達目標：少人数クラス担任制度の全学導入、クラス担任制度への学生の評価：70%以上）

- ・【23-1】 各学部の少人数クラス担任制度について、継続的に実施状況を検証し、確認された課題の改善に努める。

また、新たなポートフォリオシステムの運用を開始し、教育支援及び生活支援を行う体制を構築する。

【24】 学生の人的成長を図り「自立・協働・創造」を養うため、学生が自主的に参加する活動（ボランティア、地域活動、ピアサポート、講演会）を支援するとともに評価する仕組みを構築する。（到達目標：活動を評価する仕組みの確立）

- ・【24-1】 学生が正課外で行う自主的な活動を引き続き支援するとともに、学生の自主的な活動の評価の仕組みを検証し、問題点を洗い出す。

【25】 「学生目線を重視した学生支援」を実現するため、学生支援に係る学生の二

ーズをパブリックコメント等によりの確に把握し、学生の参画を得て必要な対策を講じ、学生にその成果の見える化を行う。（到達目標：学生の学生支援に対する評価：70%以上）

- ・【25-1】 学生の意見を学生支援に活かすため、各部局で継続して学生からの意見等を収集し、対応策検討にあたっては学生を参画させ、改善策をホームページなどで公開する。
また、学生からリアルタイムな意見を収集する方法について検討する。

【26】 総合教育センターの就職支援業務（保護者への説明会、内定者による学生説明会等）の充実に取り組む。（到達目標：就職支援に関する学生の評価：70%以上）

- ・【26-1】 定期的な開催が実現した就職支援に関する保護者説明会や就職内定者等による体験説明会について、これまでの実績を検証し改善を図るとともに、各部局との連携を進め、就職支援体制の充実に取り組む。

（４）入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【27】 大学入学者選抜に係る「個別選抜改革や新たなルール（法令改正、大学入学者選抜実施要項の見直し等）」を見据えて、入学者受入方針（AP）に基づき、志願者の「確かな学力」として求められる力（「知識・技能」、「主体性・多様性・協働性」、「思考力・判断力・表現力」）を的確に把握するための多面的・総合的な選抜方法の確立及び全学的な導入に取り組む。

また、「現行制度下における個別選抜」についても、選抜方法の改革（試験科目や出題方法等の見直し）に取り組む、順次反映していく。

さらに、入学者の活動状況の継続的点検等をアドミッション組織が行い、選抜方法の妥当性・信頼性（入学者受入方針（AP）との整合性含む）の検証・改善に取り組む。（入試改善への活用率：100%）（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【27-1】 令和2年度に実施される「大学入学共通テスト」をはじめとする国内新入試制度下での入試について、本学独自形式のAPに基づき、多面的・総合的な選抜方法の活用等を含め全面見直しを行った入学者選抜体制を整備の上、実施する。

【28】 四国地区5国立大学が連携して志願者の多様な活動歴等の情報をオンラインで収集するシステムを平成29年度までに開発・充実させ、志願者の資質や能力を多面的・総合的に評価する入学者選抜に活用する。

- ・【28-1】 平成30年度に導入したインターネット出願システムにおける「活動報告書」の評価結果に基づき、実施体制を検証し、改善・拡充を行うとともに、次期インターネット出願システムの仕様策定を開始する。
また、四国5国立大学連携による入試説明会を、四国外2カ所で開催する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

（１）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【29】 独創的な新興・融合分野の研究を推進するため、大学院総合科学研究部、大学院医歯薬学研究部、大学院理工学研究部及び大学院生物資源産業学研究部において、各研究部間の連携強化を図り、第2期中期目標期間と比較して論文数を増加する等、組織的に研究成果を創出する。

- ・【29-1】 異分野融合型研究を含む共同研究の推進と全学総論文数の増加に向けて、研究クラスター制度の評価と改善を進め、進捗状況に応じた支援を行う。
また、外部資金の獲得支援を強化し、研究費を確保することで研究環境の充実を図るとともに、論文数、被引用数、Top10%論文の割合等を評価することで、世界の大学ランキングでの上昇を目指す。

【30】 国際的な存在感を高めることを目的として、外国の大学・研究機関との国際共同研究・受託研究を推進するため、国際化に対応する組織を整備し、国際共著論文を第2期中期目標期間と比較して増加させる。

- ・【30-1】 引き続き、研究クラスター制度による研究活動への外国の大学や研究機関との共同研究、外国人研究者の参画を広く奨励し、国際研究交流を活性化させるとともに、海外との研究を推進するための学内環境整備を行う。
また、世界で活躍できる研究者戦略育成事業「HIRAKU-Global」を活用し、海外連携機関と若手研究者のための国際活動推進等を行う。

【31】 世界的に評価される学際的な研究を大学が一体となり推進するため、先端酵素学研究所に酵素関連分野の高度な研究を推進する組織、先端理工学研究so(仮称)に特色ある理工学分野の高度な研究を推進する組織、オープンイノベーション研究所(仮称)に特色ある農林水産分野の高度な研究を推進する組織を設置し、共同利用・共同研究体制の機能を向上させる。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【31-1】 世界的に評価される学術研究を推進するため、先端酵素学研究所及びポストLED フォトニクス研究所の研究機能の強化・充実を行い、研究力の強化を図る。
また、SDGsの課題解決に資する農林水産分野における新産業創出のシーズ開拓に向け、企業・地域社会との協働による共同研究の基盤となるバイオイノベーション研究所(仮称)を設置する。

【32】 社会との連携を強化し、地方の発展に貢献するため、課題解決型プロジェクト研究に取り組み、徳島大学発の研究成果を基盤とした既存の大学発ベンチャー(5社)を育成支援するとともに、今期中に、新規に10社以上大学発ベンチャーを設立する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【32-1】 研究支援・産官学連携センター及び産業院において、株式会社テクノネットワーク四国(四国 TLO)と協働して、応用段階にある大学の研究成果の商業的価値を高めるためのProof of Concept(POC)を継続して実施する。
また、起業に係る伴走支援や法務支援等を行い、引き続き大学発ベンチャーの新規設立を進めるとともに、既存の大学発ベンチャーへの育成支援を行う。

【33】 技術移転に関わる四国地区5国立大学共同実施体制の構築により、これまで単独の大学では実施が困難であったより高度な知的財産の評価・実証活動（Proof Of Concept 等）を共同して実施することにより、各大学が保有する知的財産の経済的価値を高め、技術移転の経済的規模を拡大するためのマーケティング活動の充実やスタートアップ企業の創出支援等の諸活動を実施する。

- ・【33-1】 株式会社テクノネットワーク四国(四国 TL0)との技術移転活動に関する業務統合の効果を活かし、より高度な知的財産の評価・実証活動(Proof of Concept (POC)等)を共同して実施することにより、四国の各国立大学が保有する知的財産の経済価値を高めるとともに、技術移転の経済的規模の拡大を行うためのマーケティング活動の充実や大学発ベンチャーの創出支援等、国内外での諸活動を継続して実施する。
また、令和元年度に締結した NEDO 及び JETRO との包括連携協定を活用し、首都圏及び海外への展開を図る。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【34】 大学及び学外資源を導入した研究支援により積極的な学際研究を行うため、課題解決型研究プロジェクト(3件以上)を創設し、研究戦略室において、その成果について評価を行う。

- ・【34-1】 学内外の研究者と研究分野を越えた異分野融合型共同研究を推進し、本学の理念に基づく研究成果の創出を目的とする「研究クラスター制度」のうち、徳島大学の顔となる突出したプロジェクトとして選定された研究に対して重点的に支援を行うとともに、役員会等において研究の進捗や成果状況に評価・助言を行い、当該プロジェクトの研究成果を公表する。

【35】 イノベーションを誘発させる研究環境を整備するため、研究課題ごとに異分野の研究者が集積する、研究クラスター、研究グループを形成する。また、本学の重点的に支援する研究クラスター(年5件以上)を認定し、その成果について評価を行う。

- ・【35-1】 学内外の研究者と研究分野を越えた異分野融合型共同研究を推進し、本学の理念に基づく研究成果の創出を目的とする「研究クラスター制度」による研究グループ形成を継続し、将来的に大学の顔となることが期待できる研究クラスターに対して重点的に研究支援を行う。
また、研究の進捗や成果状況等について、研究戦略室等によるヒアリングを実施し、翌年度の支援の可否等を決定するとともに、新たに重点支援を行う研究クラスターを選定する。
さらに、ポスト LED フォトニクス研究所医光融合研究部門において、異分野融合研究による産業振興と次世代技術の基盤開発を推進する。

【36】 全学的な研究支援体制を構築するため、研究支援・産官学連携センターにおいて、研究支援活動(リサーチ・アドミニストレーション部門における外部資

金獲得に必要な申請書類作成支援等)を行う。

- ・【36-1】 論文数及び被引用数並びに大型外部資金獲得件数を増加させるため、研究支援・産官学連携センター及び技術支援部の体制を強化するとともに、受託解析等の技術支援や、IR室の協力体制の下、外部資金情報の提供、申請書類作成支援、講演会の開催など多様な研究者支援を行う。

【37】 大学の研究成果を実用化につなげるため、研究支援・産官学連携センターの知財法務部門において埋もれている知財の発掘を行う等の知財マネジメントの強化を行い、特許関連等収入を第2期中期目標期間と比較して増加させる。

- ・【37-1】 令和元年度に策定した「徳島大学における知的財産活用戦略」により、従来の「徳島・四国・関西の3つの地域戦略」に加え、「首都圏・海外にも拡大した5つの地域戦略」の具体化を図る。
また、令和元年に作成した、知財収入の向上を図るための具体策を着実に実行するとともに、実績を検証しつつ改善を行う。

【38】 学内資源の重点配分を行うため、IR分析に基づく研究成果評価システムを整備することにより、外部有識者による研究評価を毎年実施するとともに、その研究評価結果に応じ教員ポスト、研究費、研究共用施設などの重点的な配分を行うシステムを構築する。

- ・【38-1】 研究費を重点配分した研究クラスター制度の推進、研究機器の共同利用体制の構築による研究環境の整備、及び研究推進のための資金確保を進めるために、研究成果の評価及び分析(研究IR)を実施する。また、研究クラスター制度では、研究IRに加えて外部有識者による外部評価を実施する。

【39】 若手研究者のキャリアアップに資するため、科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業の一環として、テニュアトラック教員を採用するとともに大学院博士課程在籍者に対する長期インターンシップを実施する。

- ・【39-1】 「科学技術人材育成のコンソーシアム「HIRAKU」(代表校:広島大学)」について、事業終了後も引き続き関係大学と連携し、研究戦略室が主軸となり、若手研究者に対する研究支援や長期インターンシップを実施するとともに、テニュアトラック教員の雇用及びテニュア審査を実施する。
また、後継事業である「HIRAKU-Global」との並行運用により、若手研究者の育成・活躍促進を進めるとともに、広島大学と連携して人材育成プログラムの開発を進める。

【40】 全学的な研究の質を向上させるため、研究に関するFD委員会において、研究推進セミナーを(年2回以上)実施する。

- ・【40-1】 若手研究者を対象とする、研究推進を目的としたセミナーを2回以上開催する。

また、若手研究者の研究力を評価し、研究の活性化を目的とした若手研究者表彰を継続して実施するとともに、クラウドファンディングの活用を促進するなどし、外部資金の獲得を推進する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【41】 地域社会の核となる人材を育成するため、地域の課題やニーズに対応した人材育成を行うとともに、大学の地域拠点である各サテライトオフィスの特性を活かし、機能を充実して教育活動を実施する。
(到達目標：地域人材バンク登録者数：第3期末までに100人以上増加) (戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【41-1】 地域における課題やニーズに関する調査を継続して実施するとともに、調査結果に応じた人材育成事業を企画・実施する。フューチャーセンターを拠点とし、県内でスモールビジネスを起業する人材を育成するとともに、各サテライトオフィスにおいても、その特性を活かし、地域住民を対象とする人材育成事業を企画・実施する。
また、地域人材バンクへの人材の登録を継続して実施するとともに、登録した人材を地域課題解決事業等に活用する。
(事業目標)・年度末までに100人以上の地域人材を登録する。

【42】 地域での就職や起業を志向する学生を育成するため、地域企業や自治体等を活用した長期インターンシップ等を実施する。
(到達目標：平成33年度長期インターンシップ参加者数：平成27年度に比して30%以上増加) (戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【42-1】 「寺子屋式インターンシップ」を継続実施するとともに、参加学生、受入先及び教員に対するアンケート調査を継続して実施し、事業の成果・効果の検証を行う。
また、COC+事業補助期間終了に伴い、新たな事業協働体「コンソーシアムとくしま」及び人と地域共創センターをはじめとする学内組織において、引き続き、学生、受入先双方にとってよりメリットのある制度・手法となるよう改善を図る。

【43】 地域課題に対応するため、地域連携のワンストップ窓口の機能や自治体、NPO法人、企業等と連携した地域連携体制を充実・強化するとともに、地域資源やフューチャーセンターを活用して行う地域再生プログラムの実施等、教育・研究と連携した地域創生事業を行う。
(到達目標：平成33年度地域課題取り組み数：平成27年度に比して50%以上増加) (戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【43-1】 ワンストップ窓口に関する地域への広報を継続して行い、広く周知を図るとともに、自治体、NPO法人、企業等との連携協定の維持・拡大を行う。
また、フューチャーセンターを活用し、地域ニーズを反映した「まちしごとファクトリー」や「徳大ファーマーズマーケット」、「こまつしまりビングラボ」等の地域創生事業を企画・実施する。

(事業目標)・地域課題取り組み数:175件以上(到達目標の達成)

【44】 健康・福祉・文化など地域社会の要望に対応するため、ニーズに応じた生涯学習、生涯学習研究院や地域産業人材育成講座等を活用した社会人の学び直しのための教育プログラムを充実し、実施する。(戦略性が高く意欲的な計画)

・【44-1】 社会人の学び直しに関して、地域のニーズ調査と学内情報の一元化に取り組むとともに、学外の生涯学習関連情報の収集・提供に努め、受講者の満足度向上を図る。

また、高校生等若者を対象とした新たな講座を開講するとともに、「健康づくり」分野の地域リーダー育成を目的とする教育プログラムを実施する。

【45】 地域の雇用創出と地元定着率の向上を図るため、COCプラス「とくしま元気印イノベーション人材育成プログラム」事業に取り組み、雇用創出と就職率向上に資する①次世代技術、②地域医療・福祉、③6次産業化、④地域づくり・観光の4分野に合わせた教育プログラム開発や、地域ニーズを踏まえた専門教育、「寺子屋式インターンシップ」等を実施することにより地域人材を育成する。

また、事業協働機関が参画する協議会を設置し、事業目標の達成に向けた「FD地域人材育成フェスタ」、「創業支援事業」等の協働事業を実施する。

(到達目標)・平成31年度地域就職率:平成26年度に比して10%以上増加

・平成31年度事業協働機関へのインターンシップ参加者数:平成26年度に比して30%以上増加(戦略性が高く意欲的な計画)

・【45-1】 COCプラス事業「とくしま元気印イノベーション人材育成プログラム」を継承し、後継の事業協働体である「コンソーシアムとくしま」において中核的役割を担う。特に、寺子屋式インターンシップの普及・浸透を図るため、地域の企業・自治体等と連携し、学生・社会人協働型の地域人材育成(インターンシップ事業)を推進・展開する。

また、COCプラス事業において、徳島で働き暮らすことの意義・魅力を学生やその保護者に伝える目的で実施してきた「参加校共同授業」や「企業ガイダンス」の内容・方策を見直し、改善を加えたいうで継続実施する。

学内においては、人と地域共創センター及びインターンシップ専門委員会において、寺子屋式インターンシップ参加学生の増加と事業取組の定着に向けた取り組みを行うとともに、受講を推奨・義務化している教養教育科目「地域理解のための教育科目」の拡充を図る。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【46】 日本人学生の海外留学者数を第2期中期目標期間終了時に比べて2倍とするため、交換留学及び海外インターンシップ等の多様な海外経験の機会を提供する。

・【46-1】 学生の留学への関心度を早い時期から意識づけるため、入学時オリエンテーション等で留学に関する説明を行うとともに、保護者向けの説明会を開催する。

また、各学部・教育部の海外留学相談教員と意見交換を行い、学生のニーズに合った留学プログラム及び支援体制の構築に努める。

さらに、既存の海外派遣プログラムの検証・評価とその成果を活かしたプログラムを提供する。

(事業目標)日本人学生の海外派遣者数:320人以上

【47】 世界からの優秀な外国人留学生を受け入れるため、渡日前入学許可制度の創設、大学独自奨学金となる基金の増加、日本人学生との混住型を含めた宿舍整備を行い、第3期中期目標期間中に外国人留学生の受入数を350人以上とする。

- ・【47-1】 渡日前入学許可制度の実施国の拡大や大学院正規課程への外国人留学生の受入、海外協定校からの交換留学、共同学位プログラムの活用等を推進し、優秀な外国人留学生を増加させる。外部奨学金の獲得や大学独自奨学金の基金増加に向けた活動を継続する。

留学フェア、進学説明会に加えて、日本国内外の日本語学校等での説明会を実施する。

また、蔵本キャンパスにおけるPPP(パブリックプライベートパートナーシップ)を活用した、日本人学生と外国人留学生の混住型宿舍を提供するために必要な制度等を整備する。

(事業目標)外国人留学生受入数:330人以上

【48】 海外の日本語教育機関及び卒業(修了)留学生同窓会等との連携を強化するとともに、新規協定校を第3期目標期間中に10校以上開拓する。

- ・【48-1】 引き続き、海外の日本語教育機関及び学術交流協定校を開拓するとともに、既存の学術交流協定校や本学の卒業(修了)留学生同窓会との連携を強化し、学生、教員及び研究者等の交流を活性化する。

また、より有益な学生交流や共同研究が行えるように、海外拠点等との連携を強化する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

【49】 診療科横断的医療(形成外科等による乳がん切除・乳房再建術、糖尿病性足潰瘍治療等)や多職種連携によるチーム医療(周術期の口腔ケア、心臓血管外科等によるハートチーム等)を強化・充実する。

- ・【49-1】 引き続き、多職種を対象とした講習会や合同カンファレンス等を重ね、診療科横断的医療体制の連携強化に取り組む。

また、遺伝性難病に関して、臨床遺伝診療部遺伝性難病診療チームのメンバー拡大を図るとともに、他診療科との連携の充実を図る。

【50】 低侵襲医療の開発・導入を推進するため、ロボット手術室やハイブリッド手術室の効率的利用等により、高度で質の高い医療を提供する。

- ・【50-1】 ロボット手術室及びハイブリッド手術室の稼働率を上げるとともに、4K内視鏡システムに対応した手術室を導入・活用することにより、低侵襲医療の開発・導入を推進する。

【51】 良質な医療人の育成のため、新専門医制度に対応した研修登録システムと評価システムの構築等、卒前、卒後及び専門医等まで一貫した教育実施体制を構築する。

- ・【51-1】 新専門医制度に対応した研修プログラムの管理・運営を行うとともに、臨床遺伝専門医の認定研修施設として遺伝カウンセリングの充実に対応する人材を育成する。
また、サブスペシャリティ領域に関する情報を各診療科に提供し、同領域の構築を支援するとともに、地域枠を含む医学生・医師及び指導医クラス医師等と地域医療機関間の関係構築に向けて、セミナー等の企画支援を継続して行う。

【52】 研修医、看護師等を確保するため、魅力ある研修プログラムやキャリア支援プログラムを発展させ、実施する。

- ・【52-1】 各診療科及び協力病院と連携し、研修プログラムやセミナーの充実を図るとともに、メディカルゾーン重点プログラムについても積極的に情報発信を行う。
また、「助産師出向支援事業」を活用し、助産実践力の強化と地域貢献の促進を図るとともに、指定研修機関として看護師特定行為研修を開始し、高度な看護実践力を有する人材の育成及び研修修了者が特定行為を安全に行える体制を整備する。

【53】 臨床研究・治験に関して、講習会の開催等により職員の意識を向上させ、臨床試験管理センターの充実や多施設共同研究への参画等により推進体制を構築する。

- ・【53-1】 臨床研究・治験に関し、研修会等を継続して開催するとともに、職員の研修・教育の機会を確保するため、コンテンツの充実を図る。
また、特定臨床研究を含む臨床研究の支援を行うとともに、研究者が法に定められた開始後の責務を果たすための体制を構築する。

【54】 新規バイオマーカーの探索等による糖尿病等の新しい診断法・治療法の開発・導入やクリニカルアナトミーラボの活用等による最新の手術手技のトレーニング及び新しい手術法を開発する。

- ・【54-1】 糖尿病患者におけるサルコペニアなど新規合併症の診断技術の開発、バイオマーカーの探索とリスク層別化を実施するため、国内多施設共同研究を実施する。
また、クリニカルアナトミーラボ、メディカルトレーニングラボを活用し、新しい術式の開発や新たなロボット手術を導入するとともに、新しい手術システムを臨床応用する。

【55】 総合メディカルゾーン（大学病院と隣接する徳島県立中央病院との連携）を発展させ、両病院の診療科間の連携と診療力を強化し、県下の救急医療体制を確立するとともに、質の高い医療（医療人）を地域に提供する。

- ・ 【55-1】 引き続き、総合メディカルゾーン(大学病院と隣接する徳島県立中央病院との連携)の間で、役割分担を図るとともに、メディカルゾーン重点プログラムの構築、合同カンファレンス及び研修プログラムの拡充を行うなど連携強化に努める。
また、災害対応時に連携した対応ができる体制を強化する。

【56】 メディカル ICT 等を利用して、遠隔診断・放射線治療計画支援システム等の効率的な県内診療連携体制を構築し、医療の効率化や新しい医療提供体制を組み立てる。

- ・ 【56-1】 引き続き、徳島県立中央病院との間で、スマートフォン遠隔医療支援システム(JOIN)共有による脳卒中に対する迅速な診断・治療のための連携を強化する。
また、徳島県立海部病院や徳島県立三好病院などの地方中核病院とのスマートフォン遠隔医療支援システム(JOIN)共有による脳卒中患者、脳腫瘍患者、機能脳神経外科患者、てんかん患者の治療連携の強化を推進する。

【57】 スチューデントラボ、スキルスラボ、クリニカルアナトミーラボを活用し、卒前から研修医・専門医まで一貫した臨床教育を行う。また、クリニカルアナトミーラボは地域医療機関にも開放し、徳島県全体の医療力の向上に貢献する。

- ・ 【57-1】 クリニカルアナトミーラボでの未固定遺体を用いた手術トレーニングについて、プログラムの評価と達成状況から、実施後の効果を検証し継続的改善を図るとともに、外部資金獲得に向け、サージカルトレーニング・研究体制を強化する。
メディカルトレーニングラボでのトレーニングについて、ドライラボ・ウェットラボの利用を促進し、手術手技トレーニングの環境を整備して高度で安全な医療の提供を推進するとともに、クリニカルアナトミーラボでのトレーニングプログラムとの連携を図る。
また、地域医療機関の利用を促進し、連携を充実させる。

【58】 効率的な病院経営により、安定的な収入を確保するとともに、正確な財務分析により、病院経営を適正化する。

- ・ 【58-1】 国立大学病院管理会計システム(HOMAS2)等を活用し財務分析を行うとともに、病床管理センターと連携した効果的・戦略的な病床配分を検討し、新入院患者数の増加を図る。
また、業務委託費の低減に向けて、引き続き各種取組を検討・実施するとともに、後発医薬品の置換え率80%以上を維持できるよう、適応症等を考慮しな

がら、順次、切替えを進める。

【59】 取り巻く医療環境や経営状況の変化に対応するため、組織も含め、適宜見直しを行い、効率的な業務運営を行う。

- ・【59-1】 「医事関係業務検討WG」において、医療に関する専門的知識を有する事務系職員の処遇を検討し、適正な配置を行う。
また、医師等の働き方改革を推進するために、タスクシフティング、タスクシェアリングを検討する。

【60】 患者アメニティ向上のため、敷地内の緑化等病院施設の有効活用を行うとともに、病院施設の環境点検体制を整備する。

- ・【60-1】 無菌病室等の清浄度保持に必要な管理等を行い、清浄度測定を実施・検証するとともに、病院施設の有効活用、環境整備を推進するため、利用状況の確認、緑地管理を実施する。
また、院内イベント(コンサート等)やギャラリー等における展示の充実など、アメニティの向上を目指す。

【61】 患者サービス向上のため、新たに設置された患者支援センターにおける業務の強化やIT活用等による診療待ち時間の短縮等を実施する。

- ・【61-1】 診療科への働きかけの強化を継続し、基準病床数及び各診療科病床配置の見直しを行い、病床稼働率の向上及び退院率の促進を進めるとともに、地域の医療機関とのさらなる連携強化等によりスムーズな退院支援を行い、紹介・逆紹介率の向上を目指す。
また、目的を明確にした病院訪問を継続して行い、本院からの紹介を迅速に行える体制を構築し、外来患者のスリム化につなげ、診療待ち時間の短縮等、患者サービスを向上させる。

【62】 海外の協定締結大学（ネパールのトリブバン大学、インドネシアのムハマディア大学等）との交流を進め、スタッフの受け入れ、医療技術指導ならびに現地における技術支援・指導を行う。

- ・【62-1】 海外協定校からの大学院生を受け入れ、感染対策と安全管理に関するトレーニングを行う。
また、JICAの「モンゴル国日本モンゴル教育病院運営管理及び医療サービス提供の体制確立プロジェクト」に基づき、日本モンゴル教育病院の入院体制構築のサポートを行うとともに、現地の状況に応じた病院運営、組織運営、医療サービスの提供等について、指導を行う。

【63】 国際的医療情報発信のため英語ホームページの作成・充実、国際化対応を目指した院内体制の整備、講演会の相互開催等を通じた新たな国際交流を行う。

- ・【63-1】 国際医療センターが中心となって院内の国際化対応を推進するとともに、インバウンド患者の円滑な受診を進めるために、外国人に対する各種医療サービスの充実及び情報発信を行う。
また、学内の他部局と連携した国際講演会やシンポジウムを継続して開催することにより、更なる国際交流を推進する。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【64】 本学の強みや特色を伸ばすため、部局を越えた弾力的な教員配置を行い、教育研究機能を強化する。

- ・【64-1】 生物資源産業学部と理工学部の新設及び総合科学部の改組に伴い、教員ポストの移行計画に基づき、計画どおり7ポストを当該部局に再配置する。
また、昨年度新設した「教員人事管理ポイント制」により確保した「大学改革等推進ポスト」を活用し、本学の教育、研究等の強化を図るためのプロジェクト事業や大学運営の強化等に必要な教員を戦略的に配置する。

【65】 大学運営機能を強化するため、外部有識者等の意見を積極的に大学運営（教育研究組織等の見直し・各種教育研究プロジェクトの取組等の運営課題）に活用するとともに、ガバナンスの透明性を確保する。

- ・【65-1】 大学情報を開示することでガバナンスの透明性を確保するとともに、外部有識者等と意見交換する機会を積極的に設け、収集した有益な意見を大学運営に反映させる。
また、外部有識者等から効果的に意見を取り入れる仕組みを検証する。

【66】 学長が、大学自らおこなわれている教育、研究及び社会貢献に関する客観的な状況に基づき、戦略的な大学運営を行うため、学内情報の集約と分析を行う IR を実施し、課題抽出、運営判断及び学内資源配分等に活用する。

- ・【66-1】 IR 機能を活用した課題抽出と分析を行い、分析結果に基づき、運営判断及び学内資源配分等に活用するシステムの機能強化を行う。

【67】 国立大学改革プラン等を踏まえ、教育・研究・社会貢献を強化する事業を重点的に支援するため、学長のリーダーシップによる重点経費等を確保し、全学的な視野に立った配分を行う。

- ・【67-1】 本学が掲げる大学改革構想の実現に向けた機能強化の取り組みを推進するため、引き続き「研究クラスター事業支援」等の学長のリーダーシップによる重点的経費を確保し、全学的な視野に立った配分を行うとともに、これまでの活用状況を確認し、その成果・効果の検証を行う。

【68】 国内外の優秀な人材を確保するため、テニユアトラック制の浸透、年俸制の

拡充（第3期中期目標期間中に20%の教員に年俸制を導入）、クロスアポイントメント制度の活用等、人事・給与制度の弾力化に取り組む。特に適切な業績評価体制を整備し、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員について、年俸制導入等に関する計画に基づき実施する。

- ・【68-1】 人事給与マネジメント改革に基づき導入した新年俸制について、より一層の拡充を図る。
また、引き続きテニユアトラック制やクロスアポイントメント制度の推進策を活用し該当者数の増加を目指す。

【69】 大学力を強化し、グローバル化を推進するため、優秀な若手・外国人の雇用を拡大する。また、男女共同参画に係る意識啓発の推進、女性研究者支援、ワークライフバランス実現のため、「徳島大学 AWA(OUR)サポートシステム」を活用した女性研究者の積極的な登用等、男女共同参画事業を実施するとともに、第3期中期目標期間中に女性の幹部職員の登用を（役員は1名以上、管理職は11%以上）増やす。

- ・【69-1】 引き続き「教員人事管理ポイント制」の活用により優秀な女性・若手・外国人・実務家教員の登用を促進するとともに、女性研究者の上位職登用を継続的に行うなど、AWA サポートセンターを中心に男女共同参画推進のための事業を実施する。

【70】 本学の競争力を強化するため、役員会及び各戦略室等で策定された施策について教育内容の改善、研究活動の向上に加え、社会貢献及び管理運営についても、説明会の実施やホームページ等を活用し教職員に周知し、理解させる。

- ・【70-1】 本学の競争力強化等に関する施策・方針の理解に向けた説明会を開催するとともに、アンケートを実施して理解度等を把握し、以後の説明会の内容を改善する。
また、説明会資料のホームページへの掲載や学長メッセージを定期配信するなど、教職員への施策の浸透を図る。

【71】 業務の質の向上と職場の活性化を行うため、事務職員等のキャリアマップ及び職員の職能開発（SD）研修計画を策定し、SD 活動を実施する。また、SPOD（四国地区大学教職員能力開発ネットワーク）での SD 研修プログラムの活用を促進する。

- ・【71-1】 令和元年度に策定した「事務職員の人材育成方針」の研修体系に基づき、当該年度の SD 研修計画を策定する。
また、学外研修へ積極的に派遣し、能力及び資質を向上させるための機会を設けるとともに、実施及び派遣した研修について、アンケート等により検証する。

【72】 大学運営基盤を整備するため、同窓会組織と大学との連携システム（キャリア

ア・就職支援，ニュースレターを利用した定期的な大学情報の提供，大学運営に資するアンケート調査の実施等）を活用し，相互の情報交換・連携協力体制を確立する。

- ・【72-1】 大学と同窓会の双方が連携協力した取組を継続して実施するとともに，その効果等について検証を行い，実施可能なものから取組に反映させる。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【73】 生物資源産業に係る学部を新設し，総合科学部及び工学部を改組するとともに，平成32年度までに新設学部等に大学院を整備する。

なお，既存の教育研究組織についても不断の評価に基づき，柔軟に見直しを行う。

- ・【73-1】 大学院創成科学研究科修士課程を設置するとともに，令和4年度と同博士課程設置に向け，大学院研究科設置検討委員会及び大学院創成科学研究科（博士課程）設置準備委員会における審議を進め，文部科学省と調整を行い，設置計画書を策定・提出する。

また，薬学部新6年制への改組手続きを進めるとともに，その他既存の教育研究組織についても，教育研究の機能強化に向けた組織改編を進める。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【74】 選択と集中により業務の合理化・効率化を行うため，「業務改善アクションプラン」を策定・実施するとともに，新たな教育研究組織や人員削減等に対応する機能性を重視した事務組織の見直しを行う。

- ・【74-1】 「業務改善アクションプラン」による取り組みを引き続き実施するとともに，その成果を検証しメリハリの効いた取り組みを行う。

また，事務機能の効率化及び人材育成機能を強化するため，引き続き事務組織の見直しを行うとともに，電子申請やRPA等を活用し事務業務のさらなるICT化を進める。

【75】 業務の効率化を行うため，教務情報システム等次期情報システムの更新を含む事務情報化推進計画に基づき，学内事務情報システムを整備する。

また，災害に強い事業継続計画（BCP）対策を施したクラウド化及びシステム間のデータ連携を一段と進め業務を効率化する。

- ・【75-1】 業務の効率化を行うため，前年度に引き続き，事務システムの機能強化並びに事務のICT化を推進する。

また，BCP対策によるクラウド化をはじめとした，環境及びサービス形態の変化に対応すべく外部情報サービス利用について検討し，指針案を策定する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金，寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【76】 競争的資金の獲得推進のため，研究支援・産官学連携センターによる資金の申請に対する組織的な支援体制を構築する。

- ・【76-1】 研究支援・産官学連携センターの機能を強化し、外部資金情報の提供や申請書類作成支援、外部資金獲得のための講演会の開催など、多様な研究者支援を継続して行う。

【77】 寄附金受入の増大を目指し、企業や同窓会等の協力を得るための情報発信を積極的に行うとともに、その支援体制を構築する。また、資金の効率的な運用等による自己収入を確保する。

- ・【77-1】 寄附金受入の増大を目指すため、多様なステークホルダーとの協力関係強化の方策及び寄附受入に関する情報発信方法、寄附がしやすい体制の構築を完成させるとともに、新規開拓した寄附者に継続して寄附を募集する。
また、余裕資金の運用に当たっては、期間、金額、市場金利等を考慮し、自己収入の確保に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【78】 本学の強みや特色を形成するため、「全学教員ポストの一元管理システム」を構築し、教員配置の最適化を行い、人件費抑制につなげる。

- ・【78-1】 昨年度新設した「教員人事管理ポイント制」に基づき、限られた学内資源を有効に活用し必要な教員を柔軟に配置する。
また、本学の教育・研究等の強化を図るためのプロジェクト事業や大学運営の強化等を目的とした「大学改革等推進ポスト」を確保し、学長のリーダーシップの下、戦略的な大学運営に必要なポストに活用するとともに、その成果・効果の検証を行う。

【79】 人件費以外の経費削減のため実施した契約の複数年化、集約等の取り組みを検証し、その成果等を踏まえて更なる経費節減を行うとともに、エネルギー削減につながる取り組みを実施する。

- ・【79-1】 役務・保守等の契約について、引き続き「集約」と「複数年化」を推進することにより経費の削減に努めるとともに、効果を検証し、より効率的・合理的な契約方法の導入を推進する。
また、エネルギー削減等につながる新たな取組を推進する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【80】 保有資産の運用管理状況を的確に把握するための実態調査等を行い、研究設備等の共用化、施設スペースの効率的運用を行う。

- ・【80-1】 保有資産の有効活用及び効率的な運用を行うため、引き続き運用管理状況の実態調査等を行い、運用管理の改善の方策を検討、実施する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【81】 部局ごとの諸活動に基づく評価である「組織評価」を実施するとともに、その評価結果を教育研究組織の見直しや予算配分等の大学の運営・改善に反映させる。

・【81-1】 引き続き、「組織評価」を実施し、評価結果を教育研究機能の向上・改善に活用する。

また、より効果的な仕組みの構築を目指し、評価項目や評価方法等について検証を行う。

【82】 組織評価やアンケート調査などの各種評価の手法や評価等を目的・機能等により再検証し、評価情報等の有効性及び評価作業の効率性の観点に立ち、評価の在り方や情報収集の見直しを行う。

・【82-1】 国立大学の新たな評価制度の動向を注視し、各種評価制度間の評価情報の有効活用と評価作業の効率化を図る。

また、教育改善を目的とした、学生や卒業生等を対象としたアンケート調査に関する既存の枠組みを検証し、より効果的な仕組みを再構築する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【83】 本学の特色や教育，研究，地域貢献活動等に関する情報を積極的に公開，提供するため，多様な情報発信ツール（大学ホームページ，広報誌，大学アプリ等）を活用し，ステークホルダー等のニーズに合った情報を発信する。

・【83-1】 ホームページや広報誌等の様々な情報発信ツールを活用して，大学の教育研究，地域貢献等の活動やその成果，大学の運営状況に係る情報等を発信するとともに，情報発信の内容や方法等について見直しを行う。

また，定例記者会見を継続して実施し，本学の教育研究等の成果や大学改革の取組等に係る情報を積極的に報道機関に提供する。

【84】 BCP 対策として仮想化基盤（クラウド）の有効活用を行うとともに，予防を主眼とした新情報セキュリティポリシーの徹底を図る方策として，①技術的対策（進入検知システム等の強化，入口・出口対策の強化，ログ確認等），②物理的対策（情報機器の管理，管理区域及び入退管理の徹底等），③人的対策（情報セキュリティの教育プログラム，情報セキュリティセミナー，各部局等への情報セキュリティの内部監査の継続及び情報セキュリティポリシーの運用支援）を実施する。

・【84-1】 BCP 対策及び大学全体のセキュリティ水準の向上を図るため，情報機器の管理，管理区域及び入退管理を徹底するとともに，情報セキュリティの教育プログラム（情報セキュリティセミナー及び e-Learning コンテンツ等）を使用した研修を実施し，受講の徹底を図る。

また，各部局等への情報セキュリティの内部監査を継続して実施するとともに，情報セキュリティポリシーの運用支援を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【85】 長期的視点に基づくキャンパスマスタープランにより、優れた能力を持つ人材の育成・グローバルな人材育成・地域社会への貢献や先端的な研究等をより一層進めるため、施設の整備や老朽改善、基幹整備（ライフライン）及び維持管理のための改修計画を作成し、施設整備費や自己財源等により着実に実現する。

なお、キャンパスマスタープランは、整備の進捗状況や教育研究等の進捗状況に応じて毎年度必要な見直しを行う。

- ・【85-1】 キャンパスマスタープラン、長寿命化計画(個別施設計画)に基づき、教育・研究施設等の機能強化・長寿命化への対応など戦略的な施設マネジメントを実施し、安全で安心な教育研究施設等の施設整備を実施する。

【86】 全学のスペース調査（病院除く）により利用状況を把握し、それを基に共用スペースの拡充と有効活用を促進する。

また、共用スペースにおけるスペースチャージを拡充し、計画的な維持管理等の財源とする。

- ・【86-1】 全学のスペース利用状況調査結果を活用し、各部局の施設利用状況を把握した上で、共用スペースの有効活用を促進し、保有面積の抑制に向けた取組を推進する。
また、インフラ長寿命化など、既存施設の老朽化対策の財源として、引き続き施設維持管理費を確保して、施設の計画的な予防保全改修を実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【87】 安全衛生管理体制を強化するため、安全衛生資格の取得を推進し、衛生管理者（本学選任義務9名）の資格を第3期中に30名以上に取得させるとともに、安全衛生スタッフを学外研修等に派遣し、能力を向上させる。

また、管理職員等に対し、安全衛生の基本的事項を習得させるため、毎年、安全衛生推進者養成講習を受講させる。

- ・【87-1】 安全衛生管理体制を強化するために、衛生管理者資格を5名以上、作業環境測定士資格を1名以上に取得させる。
また、安全衛生スタッフの能力向上のため、学外の各種研修等に派遣するとともに、管理職員等に学外機関が実施する安全衛生推進者養成講習を受講させる。

【88】 安全衛生意識を向上させるため、安全衛生に関する研修等を毎年実施するなど、職員・学生に対し、健康と安全を意識させる安全衛生教育を充実させる。

- ・【88-1】 職員及び学生の健康・安全に対する意識の向上を図るため、安全衛生に関する研修等を実施するとともに、安全衛生教育の充実に向けた取組を検証する。
「安全ガイドライン」を見直すとともに、安全衛生の学内ポータルをリニュー

ーアルし、安全衛生教育に役立つコンテンツを充実させる。

また、職員が能力を発揮しやすいようにこころのリテラシー教育を行う。そのために文部科学省後援の「こころ検定」を試行的に受検させる。

【89】 リスク予防とリスク発生時の迅速かつ的確な対応のため、リスクの洗い出しと評価、各部署におけるマニュアル策定（事故、業務運営、法令違反等）、学内外の専門家による教育訓練（年複数回）実施等の対策を行う。

- ・【89-1】 リスク発生時の対応を強化するため、訓練・研修会等を定期的で開催し、学生・教職員に対する教育を徹底するとともに、リスク管理体制や危機管理マニュアル等を定期的を確認し、必要な変更・改善を行う。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

【90】 法令及び規則・公的研究費の不正防止策等について、周知状況、浸透度及び実施状況、また、適正な管理運営体制が確保できているかなど、事業年度ごとに定める内部監査計画で随時監査手法の見直しを行いながら、内部監査において検証し、提言する。

さらに、研究倫理に関する講習会を定期的で開催するとともに、研究倫理に関する e-Learning 教材を充実する。

また、論文不正対策として、学術論文、博士論文等について、剽窃防止ソフトによるチェックを義務付ける。

- ・【90-1】 法令及び規則・公的研究費の不正防止策等について、内部統制が機能しているか等、随時監査手法の見直しを行いながら、引き続き内部監査を通じて検証し、提言する。
研究倫理について、引き続き対象学生への受講を義務づけるとともに、随時教育内容の検証も行う。
また、論文不正対策として、引き続き剽窃防止ソフトによるチェックを行う。

【91】 監事が、幅広く充実した監査を的確に効率良く実施できるよう、監事が必要とする情報の提供、資料の作成及び監査対象部署との調整など、サポート体制を強化する。

- ・【91-1】 前年度までに整備された監事サポート体制を検証し、必要に応じて改善を行う。
また、学長との意見交換・情報共有を密に行うとともに、学内予算の半分以上を占める大学病院への監事監査業務の強化を行うことで、さらなる内部統制・ガバナンス機能の充実を図る。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額
3, 136, 958千円

- 2 想定される理由
 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡する計画はなし。
- 附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究等の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・総合研究棟改修Ⅱ（知能情報工学系）	総額 2,083	施設整備費補助金（1,575）
・総合研究棟改修Ⅱ（歯学系）		長期借入金（476）
・総合研究棟改修Ⅲ（歯学系）		（独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金（32）
・基幹・環境整備（昇降機設備）		
・ライフライン再生（無停電電源設備）		
・ライフライン再生（給排水設備）		
・薬学部実験研究棟等耐震改修		
・病院特別医療機械設備 ・小規模改修		

（注）金額は見込であり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- 職場全体で業務の効率化や業務内容の見直しを行い、時間外労働の削減や年次有給休暇の取得等を促進し、ワークライフバランスの充実を図る。
- 昨年度新設した「教員人事管理ポイント制」を活用し、各組織の将来構想を踏まえつつ、本学の強みや特色を伸ばすための教員配置を柔軟に行う。
 また、学長のリーダーシップによる戦略的な大学運営が行えるよう大学改革等推進ポストを活用する。

- 優秀な人材を確保するため、テニユアトラック制の活用やクロスアポイントメント制度の活用、新年俸制の拡充など人事・給与制度の弾力化に取り組む。
- 女性活躍を推進するため、女性研究者の積極的な登用や上位職への登用等、男女共同参画のための取組を推進し、第3期中期目標期間中に女性研究者の管理職登用を拡大する。
- 業務の質の向上と職場の活性化を行うため、「事務職員の人材育成方針」の研修体系に基づき、職能開発（SD）研修計画を策定し、SD活動を実施する。
- 安全衛生管理体制の強化のため、安全衛生資格の取得を推進し、安全衛生スタッフを研修等に派遣し能力を向上させる。
また、安全衛生意識の向上のため、安全衛生に関する研修等を実施し、安全衛生教育を充実させる。

(参考1) 令和2年度の常勤職員数1,531人(役員6人を除く)

また、任期付き職員数の見込みを258人とする。

(参考2) 令和2年度の人件費総額見込み20,127百万円(退職者手当は除く。)